

制定	1991年	11月	12日
改正	1995年	6月	28日
改正	1995年	10月	19日
改正	1996年	3月	13日
改正	1996年	10月	8日
改正	2007年	4月	1日
改正	2011年	10月	3日
改正	2014年	5月	10日
改正	2018年	3月	1日

## 投稿規定

### 1. 学会誌の目的

日本液体微粒化学会誌『微粒化』は、日本液体微粒化学会会則（1991年8月27日より施行）の第3条2項にもとづいて出版される学会情報誌であり、日本液体微粒化学会の機関誌として液体の微粒化に関する科学技術の情報を提供するものである。

### 2. 投稿資格、著者

依頼原稿については、会員資格を問わないが、投稿原稿の責任著者は、本会の会員に限る。

投稿後の責任著者の変更、共著者の追加・削除・著者の順番の変更は、原則、認めない。

### 3. 原稿の受理とプライオリティ

原稿の受理は原稿が本学会に到着した日とし、同日付の受理通知を責任著者に連絡する。掲載された論文等のプライオリティの発効日は、原稿受付日とする。

### 4. 原稿の採択

依頼原稿、投稿原稿の採択および記事としての分類は、会誌委員会で行う。

校閲委員会は、投稿された論文について、会誌委員会規定第4条および校閲要項第2条に基づき、校閲委員を選定し、校閲委員2名の掲載可の意見に従い、校閲委員会で掲載の可否を決定する。

校閲委員からの照会事項が校閲委員会に届き、校閲委員長が責任著者に対して修正原稿、回答書の提出依頼書を発送した日付から、責任著者は、3週間以内に必要書類を校閲委員長に提出する。

なお、正当な事由により、責任著者が提出期限内に必要な書類を提出できない場合、事前にメール等にて校閲委員長へ連絡する。可能な場合、証明できる書類、文書等を校閲委員長に提出する。

校閲委員会が正当な事由と認めた場合、提出期限の延長を認め、責任著者に通知する。ただし、提出期限の延長は、責任著者への承認通知後、原則3週間以内とする。それ以上の提出期限の延長は、初回の場合と同様とする。

### 5. 原稿の採択に関する異議

掲載不可となった原稿に対する返却理由に異議がある場合、責任著者は文書により校閲委員会に申し出ることができる。

### 6. 原稿の取り下げ

責任著者が投稿した原稿を取り下げる場合、その理由を明記した文書により、会誌委員会に申し出ることができる。ただし、印刷等の出版作業に移行している原稿について、取り下げにより生じる本学会の損害は、著者が負担する。

### 7. 記事の種類と内容

学会誌『微粒化』は、研究論文（一般研究論文、若手研究者育成論文）、研究速報および技術論文）、論説、随想、解説、技術資料、会員の窓、会告、その他の記事で、他の刊行物に未投稿の著作物により構成される。それぞれの記事の内容は、以下の通りとする。

#### 7.1 論文（投稿）

微粒化に関する新規の学術報告であり、校閲委員会で論文として認めたものである。論文の種類は次の3種類とする。

##### 7.1.1 研究論文

通常の論文で、研究の対象、方法、結果等に独創性、創造性があり、価値ある結論や事実を含むものであり、次の2種類とする。

(a) 一般研究論文 . . . . . 6~12 ページ  
通常の学術論文

(b) 若手研究者育成論文 . . . . . 6~12 ページ  
本学会主催の微粒化シンポジウム等における若手研究者の注目すべき講演内容に基づく論文

##### 7.1.2 研究速報 . . . . . 4~8 ページ

論文としては体系的にまとまっていなくても、萌芽性に富み、他に先駆けて会員に速やかに知らせたい速報であり、新しい現象とその解釈の報告、研究手法の新しいコンセプトによる提案などを含む。この詳細は後刻、研究論文として投稿することができる。

7.1.3 技術論文 . . . . . 6~12 ページ  
工業的有用性がある論文であり、技術的内容を主とする。

7.2 論説（投稿または依頼） . . . . . 2~3 ページ  
学会誌で会員に提案すべき思想等

7.3 随想（投稿または依頼） . . . . . 2~3 ページ  
一般的な随想記事であり、技術評論、見聞記等

7.4 解説（投稿または依頼） . . . . . ページ数は限定しない。

論文、講演論文のレビュー、展望記事、新技術の紹介、学術講座等

7.5 技術資料（投稿または依頼）

..... ページ数は限定しない。  
技術に関する参考資料で、新技術の紹介、調査報告を含む。

#### 7.6 会員の窓（投稿）

..... ページ数は限定しない。  
日本液体微粒化学会の現在および将来の運営等に関する会員の自由な意見を発表できる欄である。

#### 7.7 会告（投稿を含む）

..... ページ数は限定しない。  
会員に伝える日本液体微粒化学会の公式通知

#### 7.8 その他

..... ページ数は限定しない。  
会員に伝える微粒化に関連する科学技術情報として会誌委員会で認めた記事

### 8. 原稿の執筆，提出，著者校正および原稿の返却

- (1) 原稿の書き方は、「執筆要項」による。
- (2) 論文等の責任著者は、論文等の1頁目の脚注に会員資格、所属、連絡先住所等（郵便番号、都道府県名からの住所）を記載する。
- (3) 記事の種別による一編の刷り上がり規定ページ数は、「7. 記事の種類と内容」によることとし、超過は認めない。ただし、会誌委員会が特に必要と認めた場合、この限りではない。
- (4) 投稿後の原稿の訂正は認めない。ただし、校閲委員会または会誌委員会から著者に修正を依頼することがある。
- (5) 投稿に際して必要な提出物は、「執筆要項」に定める。
- (6) 原稿の送付先は、日本液体微粒化学会 校閲委員会委員長とする。
- (7) 投稿された原稿（電子媒体、紙媒体）は、原則、返却しない。

### 9. 投稿料，掲載料

「7. 記事の種類と内容」に記した原稿は、著者からの申し出がない限り、白黒印刷される。カラー印刷を希望する場合、本頁に記載の【投稿規定細則】のとおり、日本液体微粒化学会事務局、(株) 学術出版印刷に問い合わせる。

なお、投稿料、掲載料は、白黒印刷の場合、カラー印刷を含む場合、共に徴収しない。

また、論文は、学会誌『微粒化』に掲載されてから2年後、日本液体微粒化学会のホームページに掲載される。この場合、カラー原稿であっても、別途、掲載料を徴収しない。

### 10. 著作権

本学会誌『微粒化』に掲載された記事の著作権は、日本液体微粒化学会に帰属する。

### 11. 論文の寄贈と別刷の廃止

印刷後、抜刷りの代わりに、責任著者に学会誌を1冊寄贈し、電子媒体を提供する。連名者が居る場合、連名者の人数相当の学会誌を責任著者に送付する。

### 12. 規定の改廃

本投稿規定の改廃は、軽微な修正事項以外、理事会の承認を必要とする。

### 【投稿規定細則】

制定 2014年5月10日

改正 2015年2月22日

### カラー印刷原稿

カラー印刷原稿は、カラー面の頁数によりカラー印刷に掛かる費用を別途、実費徴収する。料金は、以下の日本液体微粒化学会事務局に問い合わせる。

日本液体微粒化学会事務局

(株) 学術出版印刷内

担当 近藤 朋子

〒554-0022 大阪市此花区春日出中 2-14-9

Phone : 06-6466-1588

Fax : 06-6463-2522

E-mail : gakujuetsu@msi.biglobe.ne.jp